

## 美里町文化協会に興味を満喫しませんか

文化協会は、みなさんの趣味に合わせ教養向上や仲間づくりを目的とする団体です。下表のとおり、さまざまなジャンルの団体があります。ぜひ、仲間になってみませんか。



### ◎団体一覧

	団体名	代表者	活動日	活動場所	内容
1	将棋クラブ	春山 衛	毎週日曜日	中央公民館	将棋
2	和紙絵愛好会	田島喜久江	第3金曜日	松久公民館	和紙絵
3	菊花会	中島 邦宜	不定期	会長宅	菊づくり
4	美里写真倶楽部	関口富司男	不定期	会長宅	写真
5	美里写真四季の会	浅見 靖二	第1金曜日	中央公民館	写真
6	カラオケ愛好会	中兼 宏	第4火曜日	中央公民館	カラオケ
7	ともしび短歌会	有馬 康博	第3月曜日	中央公民館	短歌
8	読書会九輪草	丸山 好子	第2火曜日	中央公民館	読書
9	みさと茶道クラブ	福島 昇治	第2水曜日	松久公民館	茶道
10	みさとことの会	原田 淳子	第1・2・3水曜日	会長宅	琴
11	ハーモニカクラブ	角田 たまき	第1・3土曜日	東児玉公民館	ハーモニカ
12	みさと茶花の会	原 光子	第2土曜日	松久公民館	茶花
13	絵手紙くらぶ	柳 裕子	第1・3月曜日	中央公民館	絵手紙
14	古美術愛好会	志塚 徳行	不定期	会長宅	古美術
15	美里音楽愛好会	原田 大輔	不定期	スタジオなど	音楽

問合せ＝教育委員会事務局 生涯学習係 ☎76-3431

## 「地域歳末たすけあい援護金」には申請が必要です

社会福祉協議会では、新年を迎えるにあたり、支援を必要とする人たちが安心して暮らすことができるよう、地域と連携を図りながら、支援活動を実施します。

支援（援護金）を希望するかたは、申請が必要です。

### 【対象者】

美里町内に居住し、次のいずれかに該当するかた（世帯）

#### ①住民税非課税世帯

※生活保護を受けているかた（世帯）と施設等入所者は除きます。

②課税世帯ではあるが、病気、失業、事故、災害被災などの具体的な理由により、所得が皆無となり、生活が著しく困難となったかた（世帯）

### 【申請方法】

申請書は、社会福祉協議会（遺跡の森館内）、役場福祉課の窓口、民生委員宅にあります。社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

申請書に必要事項を記入・押印のうえ、地区の担当民生委員へ提出してください。担当民生委員がわからない場合は、社会福祉協議会に確認してください。

申請に基づいて、援護金配付該当者を決定します。なお、申請内容を調査した後、結果を通知します。

### 【申請期間】

10月10日(火)～11月10日(金)

### 【援護金額】

今年度の地域歳末たすけあい募金の実績により配分委員会で決定します。12月下旬に配付する予定です。



社協ホームページ QRコード

問合せ＝美里町社会福祉協議会 ☎76-3601

## ストップ！滞納



## 10月から12月は、滞納整理強化期間です

期限内納付にご協力ください

町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。

多くのかたが期限までに納付していますが、残念ながらごく一部のかたは滞納している状況にあります。

### 滞納処分の強化

県内63市町村と埼玉県では「県税・市町村税滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

地方税法では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない時には、滞納者の財産を差押えなければならない。」と定められています。

町では、町税を滞納しているかたに、督促状や催告書を送付するなど自主的な納付をお願いします。それでもなお納付しないかたに対しては、期限内に納付しているかたとの公平性を確保するため、財産を調査し、預貯金や給与などの差押処分を行っています。

### 町税の納付は口座振替が便利

役場窓口または児玉郡市内の各金融機関窓口にある口座振替納付依頼書にてお申し込みできます。

### 納付が困難なときは…

町では、病気や失業など特別な事情により納付が困難なかたの相談を受け付けています。納付期限を過ぎると延滞金が発生します。お早めにご相談ください。

問合せ＝税務課 収納係 ☎76-5131

## 事業主の皆さまへ

## 個人住民税は給与からの特別徴収が"義務"づけられています！

○特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、簡単・便利なeLTXをぜひ御利用ください。

eLTXの利用方法は→  
こちらから



○従業員の退職などがあつた場合は、必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

なお、従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合の未徴収税額は次のとおり、一括徴収・納入をお願いします。

※6～10月の間に退職

…従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※1～4月の間に退職

…従業員等からの申出にかかわらず、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

問合せ＝税務課 住民税係 ☎76-5131